

住宅

令和6年度 酒田市 リフォーム 総合支援事業

◆ 対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅の工事が補助対象となります。

- ① 住宅の質の向上を図る工事（2ページの一覧参照）の中から、要件工事点数の合計が10点以上となる工事を
含む住宅リフォーム工事。（対象工事費用の合計が50万円未満のときは5点以上）
- ② 対象工事費用の合計が25万円以上であること。
対象工事費用 = (要件工事) + (住宅内の修繕、敷地内の工作物の建替えまたは修繕)
- ③ 令和4年度以降にこの事業による補助を受けていないこと。
- ④ 対象となる工事の施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人
事業者であること。例外として、市外の施工者（代表者）で申請者との親戚関係（4親等以内）を示せる場合
は対象とします。
- ⑤ 現在の住宅が、建築基準法令に違反していないものであること。違反している部分がある場合は、住宅
リフォーム工事とあわせて、是正工事を行う場合は対象としますが、是正に係る費用は補助の対象にはなりま
せん。工事完成時に是正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

◆ 補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みできます。

- ① 補助の対象となる住宅の所有者であること。又は、所有者から委任を受けた2親等以内の同居親族。
- ② 補助の対象となる住宅に居住していること。又は、令和7年2月28日までに居住すること。
- ③ 補助の対象となる工事について、国・山形県・酒田市で実施している他の助成制度を利用していないこと。
- ④ 酒田市税を滞納していないこと。
- ⑤ 令和7年2月21日までに実績報告書を提出できること。
- ⑥ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員等ではないこと。

◆ 補助金の金額

世帯要件	工事内容	補助金額 (1万円未満切捨て)	補助金 上限額
一般世帯 (下記の世帯要件①～③に合致しない世帯)	下記以外		24万円
	酒田産木材 (県産木材の認証板含む)を 3㎡以上使用する場合	対象工事費の 20%	34万円
① 移住世帯 平成31年4月1日以降～令和7年2月28日までに県外から 市内に移住した(する)世帯員を含む世帯	下記以外		30万円
② 新婚世帯 申請日において婚姻した日から5年以内である世帯 (実績報告までに婚姻する場合を含む) 事実婚の場合は、同居を始めた日から5年以内である世帯	酒田産木材 (県産木材の認証板含む)を 3㎡以上使用する場合	対象工事費の 1/3	40万円
③ 子育て世帯 平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 (妊娠している場合を含む)			

◆ 住宅の質の向上を図る住宅リフォーム工事一覧

合計 10点以上 必要
(工事費用50万円未満の場合 5点)

区分	番号	要件工事内容	基準点	数量	点数	
寒 さ 対 策	1	やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点	
	2	内窓、複層ガラスサッシの設置 (外部に面する部分)	5点/箇所	箇所	点	
	NEW	内窓：複層ガラス入りの内窓に限る，複層ガラスサッシ：熱貫流率 U $3.5\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下の窓に限る				
	3	熱交換換気システムの設置	4点/箇所	箇所	点	
	4	既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を設置する工事	2点/ m^2	m^2	点	
断 熱 化	NEW	新設の断熱材は、熱抵抗値 R ($\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$) が下記の値以上のものに限る。 屋根：4.6, 天井：4.0, 外壁：2.2, 床：3.3, 土間床等の外周部分の基礎壁：1.7				
	5	浴室、脱衣室、トイレ又は廊下への暖房機器設置(電気設備工事を伴うもの)	10点/箇所	箇所	点	
バ リ ア フ リ ー	1	住宅内の廊下や出入口の幅の拡張	10点/ m^2	m^2	点	
	2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
	3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/ m^2	m^2	点	
	3(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	3(3)	浴槽の出入りのための設備の設置 (移乗台、踏み台等)	2点/箇所	箇所	点	
	3(4)	身体洗浄を容易にする水洗器具の設置、交換	3点/箇所	箇所	点	
	4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/ m^2	m^2	点	
	4(2)	和式便器から洋式便器への入替え	10点/箇所	箇所	点	
	4(3)	洋式便器の座面の高さを高くする工事	10点/箇所	箇所	点	
	5(1)	住宅内への長さ100 c m以上の手摺の取り付け	2点/m	m	点	
	5(2)	住宅内への長さ100 c m未満の手摺の取り付け	2点/箇所	箇所	点	
	6(1)	玄関・勝手口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の 段差解消又は段差を小さくする工事(浴室は、洗い場の部分のみ。)	10点/ m^2	m^2	点	
	6(2)	浴室以外の部分の段差解消	面的に上げる又は下げる工事	5点/ m^2	m^2	点
		床見切り材の撤去、スロープの設置	2点/箇所	箇所	点	
	7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等へ入替える工事	5点/箇所	箇所	点	
	7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等へ交換	1点/箇所	箇所	点	
	7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置	10点/箇所	箇所	点	
	7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更	5点/箇所	箇所	点	
	7(3)ウ	ア、イ以外の出入口の戸へ戸車を設置する等の改良	2点/箇所	箇所	点	
	8	床の材料を滑りにくいものへ交換する工事	1点/ m^2	m^2	点	
	9	エレベーターや階段用昇降設備の設置	10点/箇所	箇所	点	
克 雪	1(1)	雪下ろし作業用命綱 (安全带) を固定するための金具設置	2.5点/箇所	箇所	点	
	1(2)	長さが累計5m未満の雪止めの設置又は交換 (中古品を除く)	5点	m	点	
		長さが累計5m以上の雪止めの設置又は交換 (中古品を除く)	10点	m	点	
	1(3)	雪下ろし作業用固定ハンゴの設置又は交換	5点/1階分	階分	点	
	2(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
2(2)	雪が滑りやすい屋根材への交換 (雪止めを設置しない場合に限る)	10点/箇所	箇所	点		
2(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点		
木 材	1	県産木材の認証合板又は酒田産木材を使用する工事	2.5点/0.1 m^3	m^3	点	

※太字の数量について、1 m、1 m^2 、0.1 m^3 未満の端数はそれぞれ切捨てとします。

合計 点

◆ お問い合わせが多い事項

Q1 令和5年度からの変更点を教えてください。

- ① 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、「新生活様式」の要件工事を除外しました。
- ② 能登半島地震の人的被害を踏まえ、防災ベッド・耐震シェルターの設置を重点的に支援するため、別途の補助金制度（下記「防災ベッド・耐震シェルター設置支援」）の拡充に伴い、本補助金の要件工事から「減災・部分補強」の項目を除外しました。
- ③ さらに住宅の省エネ化を推進するため、2ページの表の要件工事「寒さ対策・断熱化」の2・4について、一定の断熱性能が求められるようになりました。（申請時、断熱性能が確認できるカタログ等、実績報告時には、出荷証明書等証明できるものの提出が必要となります。）
- ④ 本補助金の再利用は、3年経過した方（令和3年度以前に利用した方）も申請できるようになりました。

Q2 玄関に風除室を設置する場合、補助金の対象になりますか？

A 窓の断熱性能基準が定められたことから、令和6年度事業から要件工事に該当しなくなるため、風除室の設置のみでは補助金の対象になりません。対象工事費用に含めることは可能です。

Q3 対象工事費用に含めることができない工事はありますか？

A 融雪設備の新設を除き、外構にカーポートや物置などを新たに設置する工事は含めることができません。既存の工作物の修繕・更新工事の費用は含めることができます。
また、シロアリの駆除や屋外に設置する手すり、中古品の設置、コンセントで接続し移動可能なIHクッキングヒーターの設置も含めることができません。

Q4 外壁の断熱化工事として断熱材と一体となった外装材を設置する場合、補助金の対象となりますか？

A 要件工事「寒さ対策・断熱化」4に該当する工事は、外気の通気層と室内の内気との間に断熱材を設置する工事のため、断熱材と一体となった外装材（金属サイディング等）を設置するのみでは対象になりません。対象工事費用に含めることは可能です。

Q5 外壁・屋根の塗装工事や高効率給湯器（エコキュート等）を設置する場合、補助金の対象になりますか？

A 要件工事対象外の工事のため、この工事のみでは対象になりません。対象工事費用に含めることは可能です。

住宅のリフォームにあわせて 耐震診断、耐震改修、危険なブロック塀の撤去を考えてみませんか。

平成12年5月31日以前に着工した
木造一戸建て住宅（2階以下500㎡以内）を
対象にⅠ・Ⅱを行っています。

Ⅰ 木造住宅耐震診断士派遣

診断費用／自己負担 1万5千円
（図面がない場合 1万9千円）

Ⅱ 木造住宅耐震改修支援

補助額／工事費用の1/2の額以内で
上部構造評点 1.0 以上の場合 上限80万円
0.7以上の場合 上限40万円

◆ 危険ブロック塀等撤去支援事業

対象工事／危険ブロック塀を全て除却し、
安全が図られる工事

※市建築課の技術職員による事前調査が必要です。
補助額／除却費用の2/3、除却面積に6千円/㎡を
乗じた額の少ない額（上限15万円）

◆ 防災ベッド・耐震シェルター設置支援

補助額／設置費の8割（上限30万円） **拡充**

◆ 申し込み方法

受付期間/4月16日(火)から4月22日(月)の8時30分から17時15分

申請が多数の場合は抽選となります。

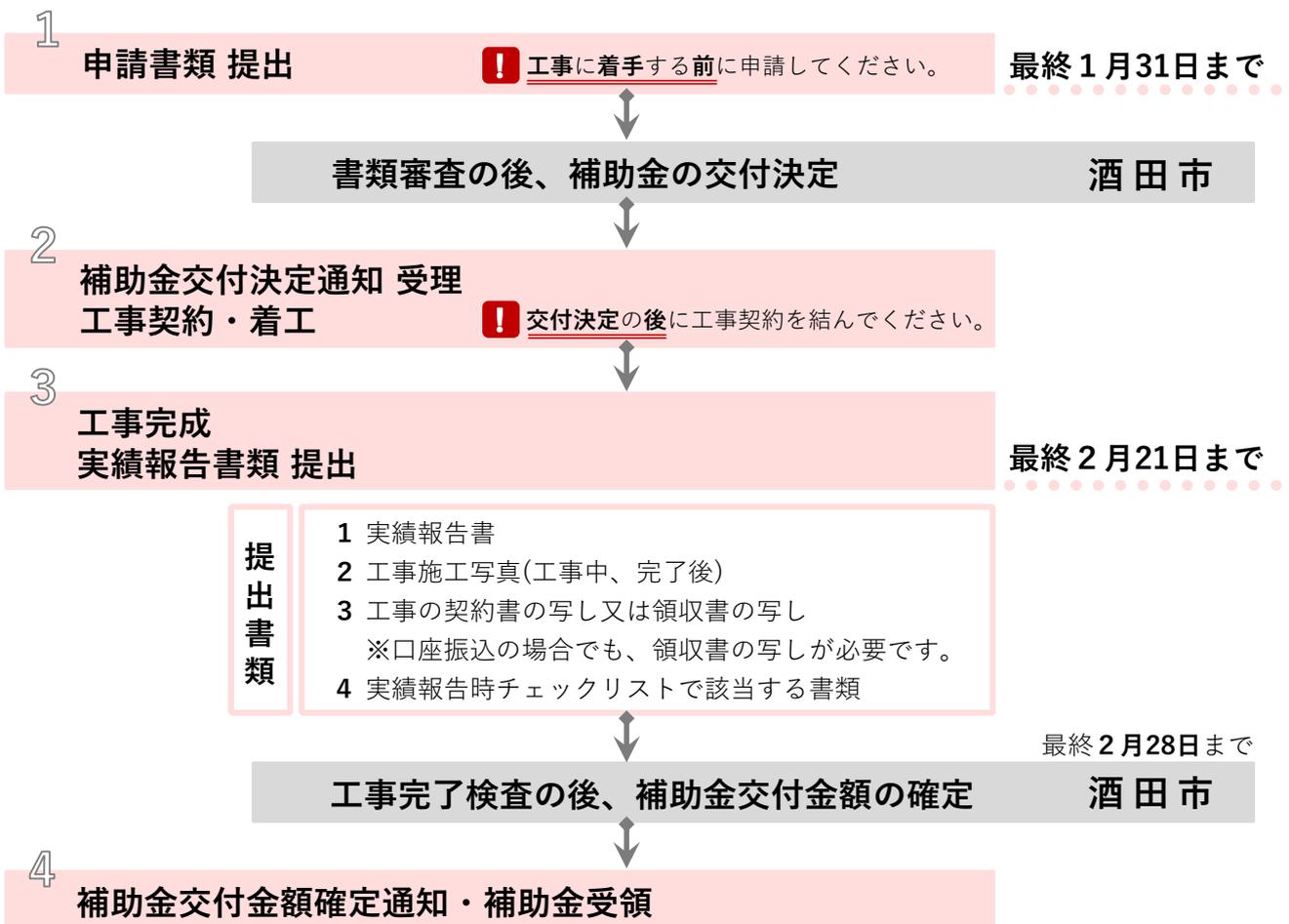
申請が少ない場合は受付期間を延長し、予算額に達するまで受け付けを行います。(最終1月31日)

受付窓口/酒田市 建設部 建築課 確認審査係 (酒田市役所5階)

申請書類/以下の書類がすべてそろっていることを確認し、受付します。(※はコピーでも可)

- 1 交付申請書
 - 2 工事点数算出表
 - 3 申請時チェックリストで該当するもの
 - 4 同居している世帯全員分の住民票※ (本籍・続柄が表示されているもの)
 - 5 工事に係る見積書※
 - 6 工事計画平面図 (住宅全体の間取りがわかるものに、工事箇所を記入したもの)
 - 7 工事箇所全ての着工前のカラー写真 (A4用紙に貼り付けたまたは印刷し、工事箇所名を記入したもの)
- 上記1～3の様式は、市HPからダウンロード可能です。

◆ 手続きの流れ



【お問い合わせ先】

酒田市 建築課 確認審査係 (市役所5階)

☎0234-26-5749

